

盛岡市耐震改修促進計画

平成20年 2 月

平成26年 6 月（改正）

盛 岡 市

目 次

序 章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
※	凡例・用語	2
第1章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1	想定される地震の規模、被害の状況	3
2	耐震化の目標等	3
	(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	3～4
	(2) 公共建築物	5～7
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1	耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	8
	(1) 役割分担の考え方	8
2	市が取り組む具体的施策の方向	8
	(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	8～9
	(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	10
	(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	11
	(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	11
	(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	12
	(6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	13
第3章	耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針	14
1	指導等の基本的な考え方	14
2	対象建築物の区分	14
3	指導等の方針	15
	(1) 重点的対応建築物への対応	15
	(2) それ以外の建築物への対応	15
4	建築基準法による勧告・命令の実施	15
第4章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	16
1	「盛岡市耐震改修促進計画推進委員会」の設置	16
2	「岩手県耐震改修促進協議会」への参加	16
【参考資料】		
	◎盛岡市耐震改修促進計画推進委員会設置要領	17
	◎多数の者が利用する建築物	18
	◎地域防災に関する地図	19～21
	◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	22～28
	◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	29～34
	◎建築基準法(抄)	35

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
また、近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、全国いっどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられます。
岩手県周辺でも、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性が指摘されており、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は、本市においても取り組むべき重要な課題です。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号：以下「耐震改修促進法」という。)」が平成17年11月7日改正、平成18年1月26日に施行され、都道府県が「都道府県耐震改修促進計画」を策定することとするとされ、平成19年1月に岩手県において「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 耐震改修促進法が改正され、市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとするされました。また、「岩手県耐震改修促進計画」においても市町村における計画策定の取り組みを指導、支援することとされています。
- 以上のことから、市では計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に、「盛岡市耐震改修促進計画」を策定しようとするものです。

2 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)」及び「岩手県耐震改修促進計画」に基づいて策定しており、本市の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- なお、この計画は、喫緊の課題である「建築物の耐震化」の対策を主眼にしていますが、本市の地震防災対策の基本は「盛岡市地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても同計画に反映させていくこととします。

3 計画の期間

平成19年度から平成27年度までの9年間

※ 凡例・用語

盛岡市耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村（建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村を除く）については当該市町村長。（盛岡市については盛岡市長）
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項に規定する規模以上の建築物（建築物の用途に応じて、階数3以上及び1,000㎡以上等。21ページ参照）
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工する（した）建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物で建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号の規定の適用を受けている建築物
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
要緊急安全確認大規模建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）附則第3条第1項に規定する建築物で同法施行令（平成7年政令第429号）附則第2条第1項に規定する規模以上のもの（建築物の用途に応じて、階数3以上及び5,000㎡以上等。18ページ参照）

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、平成19年1月から10年以内では60%程度、30年以内では99%となっています。県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定され、盛岡市においては震度5弱程度と予測されています。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、岩手県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 盛岡市地域防災計画では、想定地震を市南西部に分布する花巻断層帯による直下型地震(マグニチュード7.3)としており、推定震度は5弱から6強で建物は木造と非木造併せて約18%に被害が発生すると予測しています。

被害予測結果：発生時季（冬季の夕方）

人的被害	死者	412人
	負傷者	2,315人
	被災者	48,045人
建物被害	木造建物被害棟数	16,939棟
	非木造建物被害棟数	205棟

資料 地域防災計画 平成15年2月（玉山区含まず）

2 耐震化の目標等

(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物

① 耐震化の現状(平成18年度)

住宅 …… 総数約114,000戸のうち約86,000戸(約75%)が耐震性有りと推計されています。

多数の者が利用する建築物 …… 総数約1,000棟のうち約600棟(約60%)が耐震性有りと推計されています。

② 耐震化の目標(平成27年度)

住宅 …… 耐震化率を90%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 …… 耐震化率を82%とすることを目標とします。

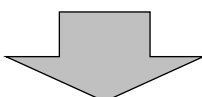
③ 耐震診断の目標

住宅 …… 旧耐震基準による住宅について平成21年度までに600戸、平成22年度から平成27年度までにさらに500戸の耐震診断が行われることを目標とします。

多数の者が利用する建築物・・・旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のもののうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、平成27年度までに100棟において耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成18年度(現状)				耐震化率
	総数 A	旧耐震基準による建築物	耐震性有り	新耐震基準による建築物	
		B	C	D	
住宅	114,550	33,160	4,710	81,390	75%
多数の者が利用する建築物	1,016	459	82	557	62%



用途等	平成27年度(目標)					耐震化率
	総数 F	旧耐震基準による建築物	現状で耐震性有り	平成27年度までに改修	新耐震基準による建築物	
		G	H	I	J	
住宅	119,600	15,000	2,110	530	104,600	90%
多数の者が利用する建築物	1,133	442	143	93	691	82%

※単位：戸(住宅)，棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件(住宅を除く)

小学校，中学校，特別支援学校	階数2以上及び1,000㎡以上
幼稚園，保育所	階数2以上及び500㎡以上
老人ホーム，老人福祉センター等	階数2以上及び1,000㎡以上
上記以外の学校，病院，庁舎，その他	階数3以上及び1,000㎡以上

・市立学校の棟数は文部科学省調査基準による。

※耐震化率： $E = (C + D) / A$ ， $K = (H + I + J) / F$

(2) 公共建築物

※市営住宅、庁舎等、体育施設等、公民館等は市有施設のみの数値。学校、病院、社会福祉施設等については市有施設と民間施設を合わせた数値。(具体の凡例については9ページを参照願います。)

①耐震化の現状(平成18年度末)

市営住宅 …… 61棟のうち34棟(56%)が耐震性有りと推計されています。

学 校 …… 347棟のうち194棟(56%)が耐震性有りと推計されています。
このうち市立学校については、325棟のうち181棟(55%)が耐震性有りと推計されています。

病 院 …… 26棟のうち12棟(46%)が耐震性有りと推計されています。
このうち市立病院については、1棟のうち1棟(100%)が耐震性有りと推計されています。

庁舎等 …… 12棟のうち7棟(58%)が耐震性有りと推計されています。

体育施設等 …… 8棟のうち4棟(50%)が耐震性有りと推計されています。

社会福祉施設等 20棟のうち12棟(60%)が耐震性有りと推計されています。
このうち市立の福祉施設5棟すべてが旧耐震基準による建築物です。

公民館等 …… 12棟のうち8棟(67%)が耐震性有りと推計されています。

②耐震化の目標(平成27年度)

市営住宅 …… 耐震化率を100%とすることを目標とします。
※用途廃止等の計画があるものを除きます。

学 校 …… 耐震化率を75%とすることを目標とします。
このうち市立学校については、耐震化率を75%とすることを目標とします。

病 院 …… 耐震化率を62%とすることを目標とします。
このうち市立病院については、耐震化率100%を維持します。

庁舎等 …… 耐震化率を83%とすることを目標とします。

体育施設等 …… 耐震化率を78%とすることを目標とします。

社会福祉施設等 耐震化率を80%とすることを目標とします。
このうち市立の施設については、耐震化率を60%とすることを目標とします。

公民館等 …… 耐震化率を85%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(平成18年度末)

市営住宅……………旧耐震基準の27棟中2棟(7%)の耐震診断を実施しました。

学 校……………旧耐震基準の193棟中172棟(89%)の耐震診断を実施しました。

このうち市立学校については、181棟中169棟(93%)の耐震診断を実施しました。

病 院……………旧耐震基準の15棟中3棟(20%)の耐震診断を実施しました。

庁舎等	……………	} 旧耐震基準の21棟全てが耐震診断未実施となっています。 ※平成19年度に市庁舎の耐震診断が実施されます。
体育施設等	……	
社会福祉施設等	……	
公民館等	……………	

④耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成27年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物

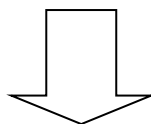
用途等	平成18年度(現状)						耐震化率 (推計値) G
	総数 A	旧耐震基準による 建築物 B	耐震診断 済	診断率	耐震性 有り	新耐震基準による 建築物 E	
			C	C/B	D		
市営住宅	61	27	2	7%	0	34	56%
学校	347	193	172	89%	40	154	56%
うち市立	325	181	169	93%	37	144	55%
うち私立	22	12	3	25%	3	10	59%
病院	26	15	3	20%	1	11	46%
うち市立	1	0	0	0%	0	1	100%
うち民間	25	15	3	20%	1	10	44%
庁舎等	12	5	0	0%	0	7	58%
体育施設等	8	4	0	0%	0	4	50%
社会福祉施設等	20	8	0	0%	0	12	60%
うち市立	5	5	0	0%	0	0	0%
うち民間	15	3	0	0%	0	12	80%
公民館等	12	4	0	0%	0	8	67%

※庁舎等(主に事務庁舎)

体育施設等(体育館・地区活動センター)

社会福祉施設等(保育所・児童・老人福祉施設)

公民館等(会館・図書館)



用途等	平成27年度(目標)					耐震化率 (推計値) M
	総数 H	旧耐震基準による 建築物 I	現状で耐 震性有り	平成27年度 までに耐震 化	新耐震基準 による建築 物 L	
			J	K		
市営住宅	53	18	0	18	35	100%
学校	347	193	40	66	154	75%
うち市立	325	181	37	63	144	75%
うち私立	22	12	3	3	10	73%
病院	26	15	1	4	11	62%
うち市立	1	0	0	0	1	100%
うち民間	25	15	1	4	10	60%
庁舎等	12	5	0	3	7	83%
体育施設等	9	4	0	2	5	78%
社会福祉施設等	20	8	0	4	12	80%
うち市立	5	5	0	3	0	60%
うち民間	15	3	0	1	12	87%
公民館等	13	3	0	1	10	85%

※用途廃止等の計画のあるものは除く

※単位：棟(市立学校の棟数は文部科学省の調査基準による。)

※規模要件

小学校、中学校、特別支援学校	階数2以上及び1,000㎡以上
幼稚園	階数2以上及び500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上及び1,000㎡以上

※耐震化率：G = (D + E) / A , M = (J + K + L) / H

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割

岩手県耐震改修促進計画では次のように役割を定めております。

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組みが円滑に進むよう支援します。
- ・耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等が必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・県有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、県有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組めます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

③市の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・市所有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、市所有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、耐震診断・耐震改修に取り組めます。

④建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 市が取り組む具体的施策の方向

(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

①市有施設の耐震診断・耐震改修

- ・市有施設のうち、学校、病院、庁舎等、体育施設等、社会福祉施設等、公民館等など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、耐震診断や耐震改修を進めます。

学校 …… 特に体育館等が災害時の避難収容施設として指定されている場合が多くなっています。このため、耐震診断を実施していない学校の耐震診断を促進するとともに、耐震化が十分でないと診断された学校については、耐震改修や建替えを実施することにより、耐震化を図ることとします。

病院 …… 地域災害拠点病院に指定されている市立病院は、耐震化済である。

庁舎等 …… 市庁舎等災害時の拠点施設として重要な役割を担う施設が多いことから、耐震診断の結果を受け、耐震改修や建替えを優先的に行うなど、災害時の拠点機能の確保を図ることとします。

体育施設等，社会福祉施設等，公民館等 …… 避難収容施設として指定されている施設については、耐震診断の結果を受け、耐震改修や建替えを優先的に進めることとします

○災害避難収容施設の現状と目標

盛岡市地域防災計画では、避難対策計画として、収容避難場所を地区ごとに選定しており173施設が指定されているが、旧耐震基準による建築物が63棟、残り110棟(約64%)が耐震性ありと推計されます。

平成27年度までに施設の耐震診断・改修等により耐震化率は約88%程度となります。

平成18年度（現状）

用途	総数	旧基準による建築物	新耐震基準による建築物	耐震化率
学校	68	37	31	46%
体育施設等	18	6	12	67%
社会福祉施設等	51	11	40	78%
公民館等	28	7	21	75%
民間施設	8	2	6	75%
計	173	63	110	64%

平成27年度（目標） ※旧・新基準による建築物の増減は改築計画による。

用途	総数	旧基準による建築物		新耐震基準による建築物	耐震化率
		現状で耐震性ありと想定	平成27年度までに改修		
学校	68	37	18	31	91%
体育施設等	18	5	0	13	83%
社会福祉施設等	51	11	2	40	88%
公民館等	28	7	3	21	89%
民間施設	8	2	0	6	75%
計	173	62	23	111	88%

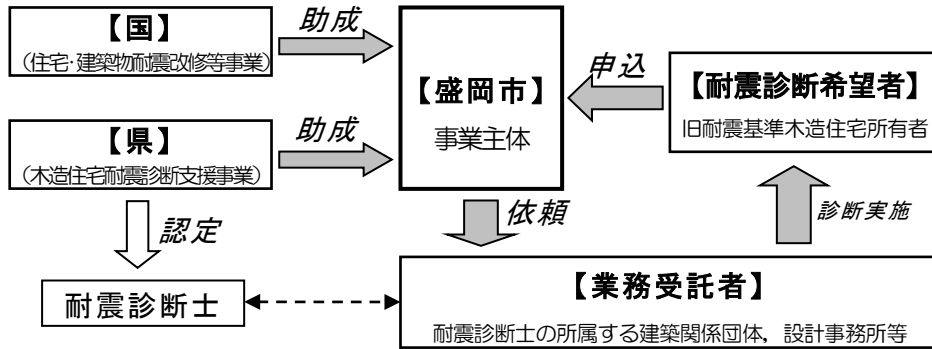
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・市では、平成18年度に「木造住宅耐震診断支援事業」を創設し、まず市民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進しています。
- ・市では、平成20年度に「木造住宅耐震改修費補助金交付事業」を創設し、耐震診断の結果を受け、耐震改修を実施する木造住宅について支援しています。
- ・市では、平成26年度に「耐震対策促進事業」を創設し、耐震診断が義務付けとなった対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について耐震診断を支援します。
- ・今後は、さらに広範に、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震診断を促進し、市民が接する機会の多い建築物についての耐震性能を知り得る環境を整備します。

①木造住宅耐震診断支援事業

- ・木造住宅について耐震診断を支援します。

<イメージ>



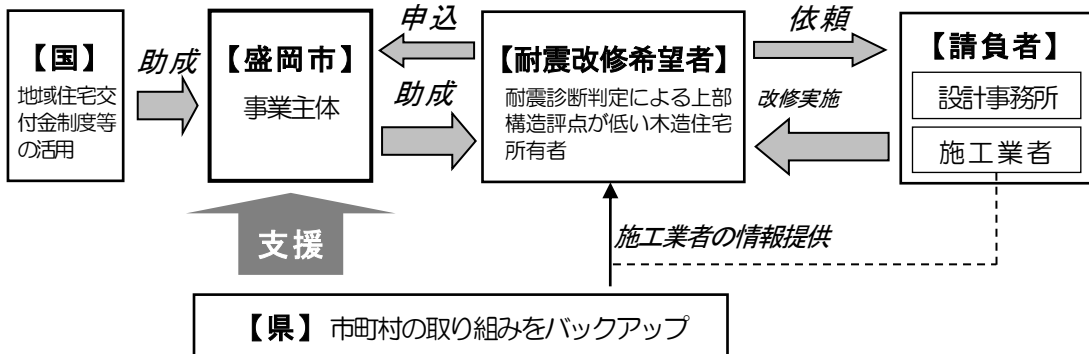
<実績及び累計戸数>

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実績	100戸	100戸	80戸	91戸	75戸	80戸	64戸	40戸
累計	100戸	200戸	280戸	371戸	446戸	526戸	590戸	630戸

②木造住宅耐震改修費補助金交付事業

- ・耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅について支援します。

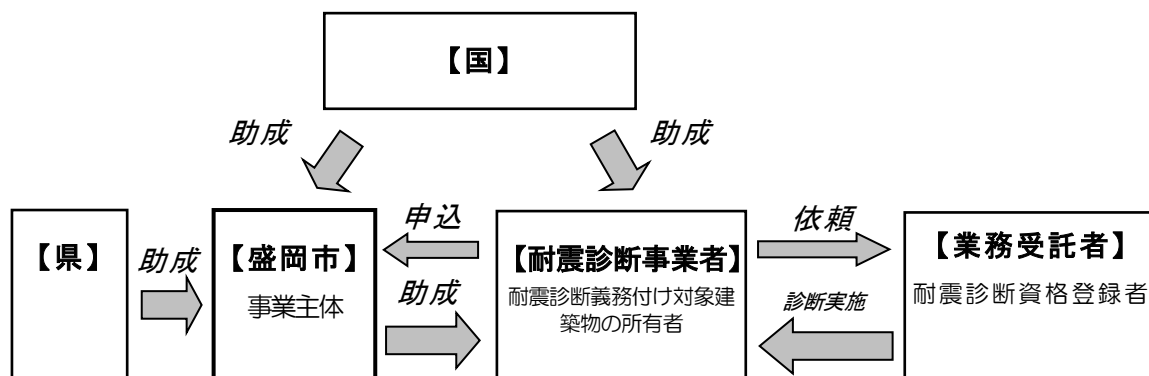
<イメージ>



③耐震対策促進事業

- ・耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について耐震診断を支援します。

<イメージ>



④非木造・非住宅用途建築物の耐震診断の支援

- ・旧耐震基準の非木造・非住宅用途建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く）の耐震診断への取り組みの支援に努めます。

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①耐震診断士制度の活用及び技術支援

岩手県で認定している岩手県耐震診断士など、耐震診断技術者の周知に努め、活用を図ると共に、岩手県などが開催する耐震診断講習会等の実施に関して協力及び支援を行います。

②耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供

耐震診断や耐震改修の情報提供窓口を設置します。

<具体的取組例>

- ◇住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介
- ◇耐震改修方法等についての定期的な相談
- ◇岩手県耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供
- ◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

なお、これらの情報は各種のホームページも活用して情報提供を行います。

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

- ・岩手県，市，建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに参加，普及・啓発を行います（第4章再掲）。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを最新情報を踏まえつつ作成し，全戸配布を行う等，住民，所有者及び利用者に効果的に配布します。
- ・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・専門家を活用して，耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。

- ・地震防災マップを公表します。

推定震度分布図は、盛岡市地域防災計画の見直しに併せて修正を行います。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。
- ・建築物の維持管理状況を定期的に報告する定期報告制度に、耐震診断及び耐震改修の調査状況の項目が加えられたことについて周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、「もりおかまちづくり出前講座」において「わが家の耐震診断と補強方法」等をメニューとして各地区で講座を開催、防災意識の啓発に努め抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に加えて、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号の道路とし、当該道路に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀等について、実態調査に努めます。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・平成17年度に明らかとなった窓ガラス落下の危険性のある建築物、天井崩

落の危険性のある建築物，外壁等の落下の恐れがある建築物については，改修の指導に努めてきたところですが，今後とも，定期的に状況をフォローアップし，改修指導を進めます。

⑤安全なエレベータ対策の推進

地震によりエレベータが停止し，閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事故が発生していることから，エレベータの安全対策を推進します。

また，通常使用時におけるエレベータ事故も発生していることから，メンテナンスを適切に行うよう，指導徹底に努めます。

- ・地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため，初期微動を感知し，最寄階に停止し，ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発等を推進します。
- ・エレベータの点検に当たっては，所有者等の不具合情報を確認しながら行うことを徹底するなど，所有者と検査担当者が協力しながら，的確な点検が行われるよう努めます。

(6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

- ・震災時に建築物の倒壊等による道路閉塞が，生じる恐れの有無等を判断する際必要となる現況調査，及び避難場所や防災拠点施設等に通じる避難路と，この避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し，避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備を行いこれに基づき，これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について，建築指導とも連携を図りつつ，耐震診断及び耐震改修の促進を図るよう努めます。

第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震改修促進法において、所管行政庁である盛岡市長は、既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。また、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、さらに必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨を公表できるとされています。

建築基準法においては、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令を行うことができるとされています。

1 指導等の基本的な考え方

耐震改修等が必要となる可能性があるのは、基本的には旧耐震基準により建築された建築物ですが、現在、旧耐震基準により建築された多数の者が利用する建築物は約278棟、そのうち耐震診断の結果で耐震性ありのもの及び耐震改修済みのものを除いた棟数は約233棟（盛岡市長が所有・管理するものも含まれます）と推計されます。

耐震改修促進法による指示等の対象となっている建築物は、耐震化の必要性がより高いものと考えられることから、これらを対象に耐震診断や耐震改修の指導等を実施していくことにしますが、規模・用途等により対象建築物を分類したうえで、その区分ごとに指導等を進めることとします。

なお、指導等に当たっては、岩手県と密接な連携を図ることとします。

※数値は市立学校を除く。

2 対象建築物の区分

指導等の基本的な考え方を踏まえ、以下の2区分に分類し、指導等を行います。

- 重点的対応建築物（特定既存耐震不適格建築物等のうち、耐震改修促進法による指示の対象となりうる規模のもの（建築物の用途により2,000㎡以上等のもの。））
- それ以外の建築物（特定既存耐震不適格建築物等のうち、重点的対応建築物以外のものであつたもの）

3 指導等の方針

(1) 重点的対応建築物への対応

①指導の実施

所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を進めるよう文書による指導を行うほか、現地調査により所有者・管理者に対する指導を進めます。

なお、文書指導や現地指導については、以下を目安として取り組みます。

- ・文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年9月、3月に設定される建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。
- ・現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、少なくとも2年に1度は現地指導を行うこととします。

②指示及び公表の実施

現地指導が2巡する平成22年度までは、文書指導や現地指導を重点的に行うこととしますが、その間に耐震診断や耐震改修が具体化されない建築物については、平成23年度から順次指示を行うこととします。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表するなどの措置を行うこととします。

(2) それ以外の建築物への対応

重点的対応建築物以外の建築物についても、耐震診断や耐震改修の必要性は高いため、文書による指導を継続的に実施します。

4 建築基準法による勧告・命令の実施

公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第10条により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、勧告・命令を実施していくこととします。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 「盛岡市耐震改修促進計画推進委員会」の設置

- ・施設管理担当課等及び建築指導課からなる計画の進捗管理及び計画の見直し等のための委員会を設置し、主として公共建築物の耐震化について計画の着実な推進を図ります。

2 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

県，市町村，建築関係団体等の関係者で構成する協議会に参加し，耐震診断，耐震改修の普及・啓発に係る協力，情報交換等を行い，計画の円滑な実施を図ります。

＜岩手県耐震改修促進協議会＞

◇協議会の構成

- ・ 県
- ・ 市町村
- ・ 財団法人岩手県建築住宅センター
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構
- ・ 建築，不動産関係団体等

◇活動

- ・ 耐震促進運動月間の設定
例) 防災月間の取組み等との連携
- ・ 協議会としての普及・啓発活動
例) 住民や建築物所有者に対する普及啓発
耐震診断，耐震改修に関する技術力向上・技術者の育成
住民に対する耐震診断の動機付けの取組み
耐震診断，耐震改修に関する相談対応
- ・ 耐震診断促進のための即地的活動
例) 戸別訪問の実施

【参考資料1】

盛岡市耐震改修促進計画推進委員会設置要領

(目的)

第1 盛岡市耐震改修促進計画（平成26年6月9日副市長決裁）において、当市における建築物の耐震診断及び耐震改修の目標について、進捗管理と推進を図ることを目的として、盛岡市耐震改修促進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市耐震改修促進計画における市有建築物の進捗管理に関すること。
- (2) 盛岡市耐震改修促進計画における市有建築物の耐震化の推進に関すること。
- (3) 盛岡市耐震改修促進計画における民間建築物の啓発及び指導に関すること。
- (4) 盛岡市耐震改修促進計画の見直しに関すること。
- (5) 前各号に付帯する事項に関すること。

(構成)

第3 推進委員会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

(座長)

第4 座長は、推進委員会を総括し、会議の議長となる。

- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときには、座長があらかじめ指名した職員がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進委員会は、必要に応じて座長が召集する。

- 2 推進委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対して資料の提出、会議の出席、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第6 推進委員会の円滑な運営を図るため、幹事長及び構成員若干人を持って組織する幹事会を置く。

- 2 幹事長は、建築指導課長をもって充てる。
- 3 幹事は、資産管理活用事務局長、市民協働推進課長、建築住宅課長、建築指導課長、の指名した者をもって構成する。

(庶務等)

第7 推進委員会の庶務は、建築指導課において処理する。

附則

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

別表（第3関係）

座長	都市整備部長	委員	市民協働推進課長
委員	都市整備部次長	委員	地域福祉課長
委員	企画調整課長	委員	建築住宅課長
委員	管財課長	委員	建築指導課長
委員	資産管理活用事務局長	委員	教育委員会総務課長

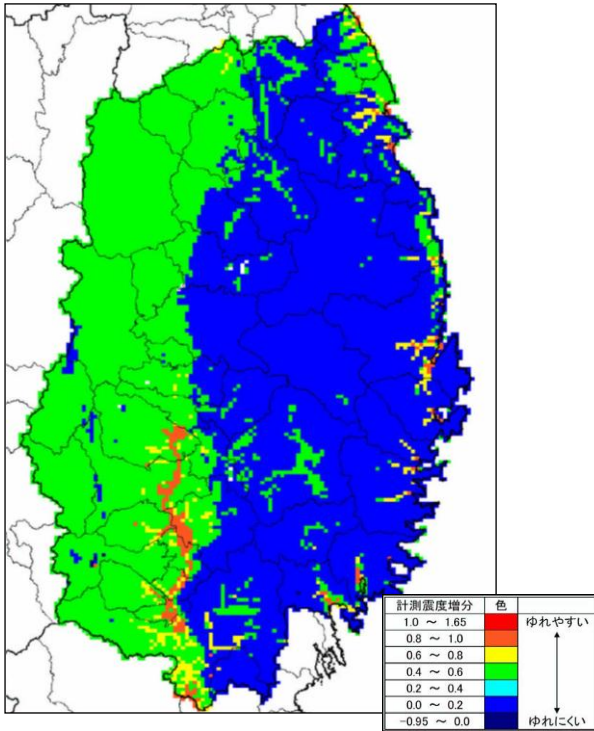
【参考資料2】

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条, 耐震改修促進法施行令第6条関係)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上及び1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上及び1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上及び3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む		
	上記以外の学校	階数3以上及び1,000㎡以上				
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上及び1,000㎡以上	階数1以上及び2,000㎡以上	階数1以上及び5,000㎡以上		
ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上及び1,000㎡以上	階数3以上及び2,000㎡以上	階数3以上及び5,000㎡以上		
病院, 診療所						
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場						
集会場, 公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上及び2,000㎡以上	階数3以上及び5,000㎡以上		
ホテル, 旅館						
賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎, 下宿						
事務所						
老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上及び1,000㎡以上	階数2以上及び2,000㎡以上	階数2以上及び5,000㎡以上		
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園, 保育所		階数2以上及び500㎡以上	階数2以上及び750㎡以上	階数2以上及び1,500㎡以上		
博物館, 美術館, 図書館		階数3以上及び1,000㎡以上	階数3以上及び2,000㎡以上	階数3以上及び5,000㎡以上		
遊技場		階数3以上及び1,000㎡以上				
公衆浴場		階数3以上及び1,000㎡以上				
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上及び1,000㎡以上				
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上及び1,000㎡以上				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上及び1,000㎡以上				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上及び1,000㎡以上			階数3以上及び2,000㎡以上	階数3以上及び5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上及び1,000㎡以上				
保健所, 税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上及び1,000㎡以上				

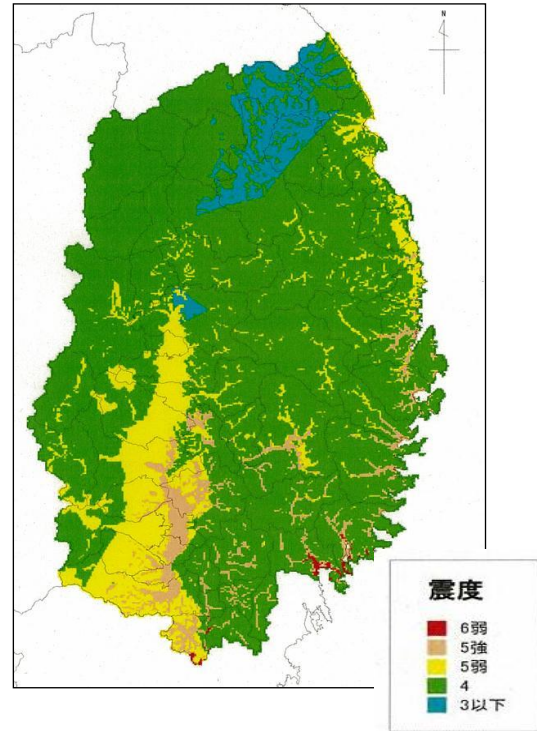
【参考資料3】 防災マップ

表層地盤のゆれやすさマップ



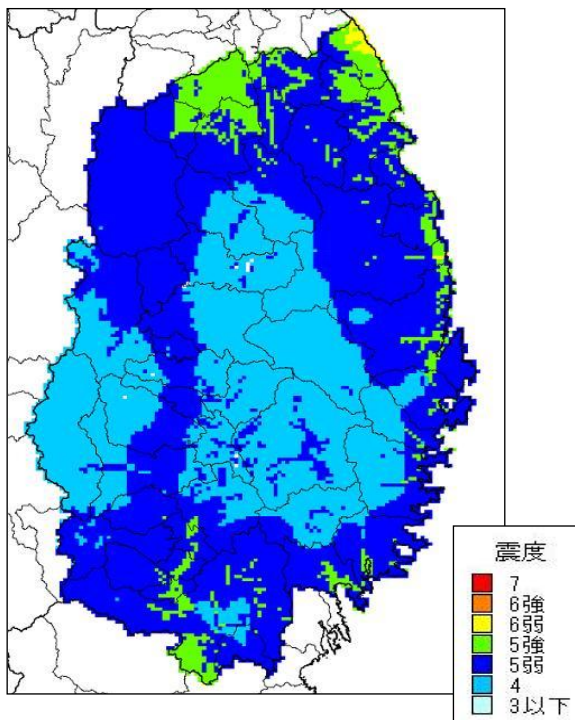
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」
(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定:宮城県沖連動地震)



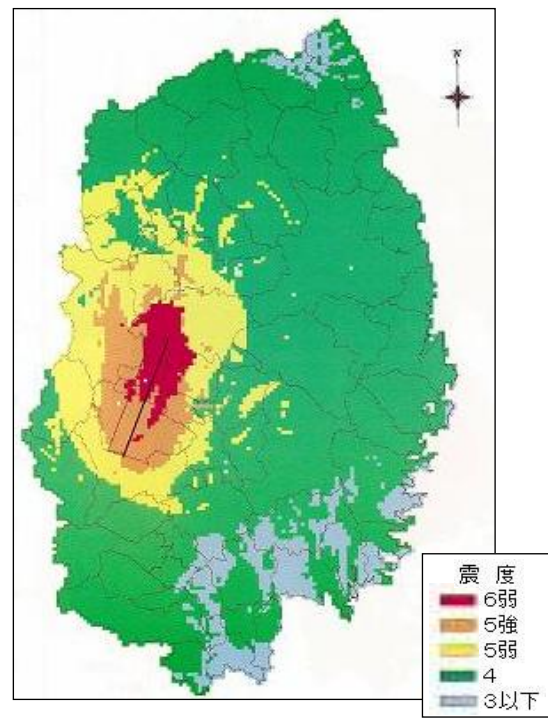
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」
(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定:三陸沖北部の地震)



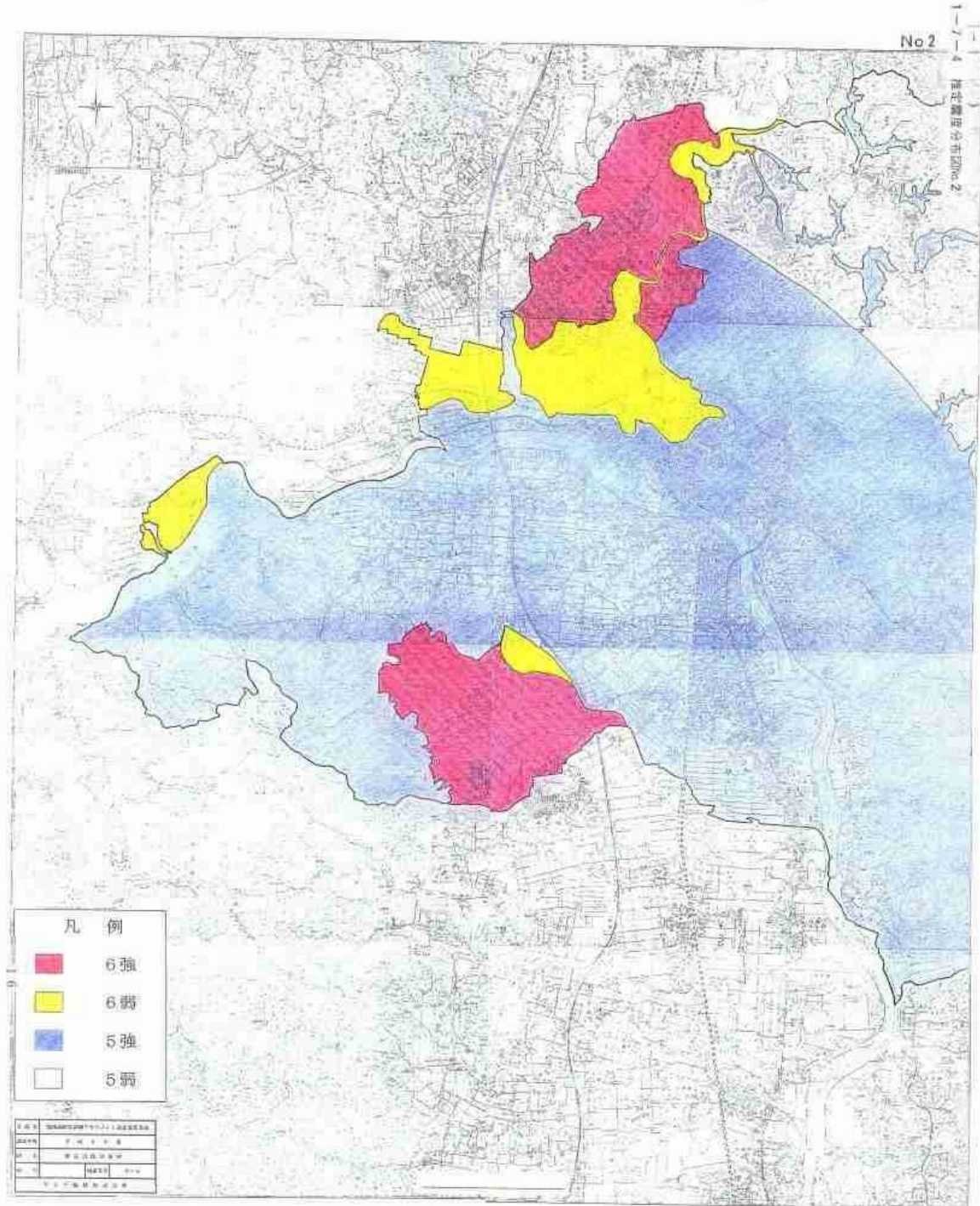
中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層群北部地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
(平成10年3月 岩手県)

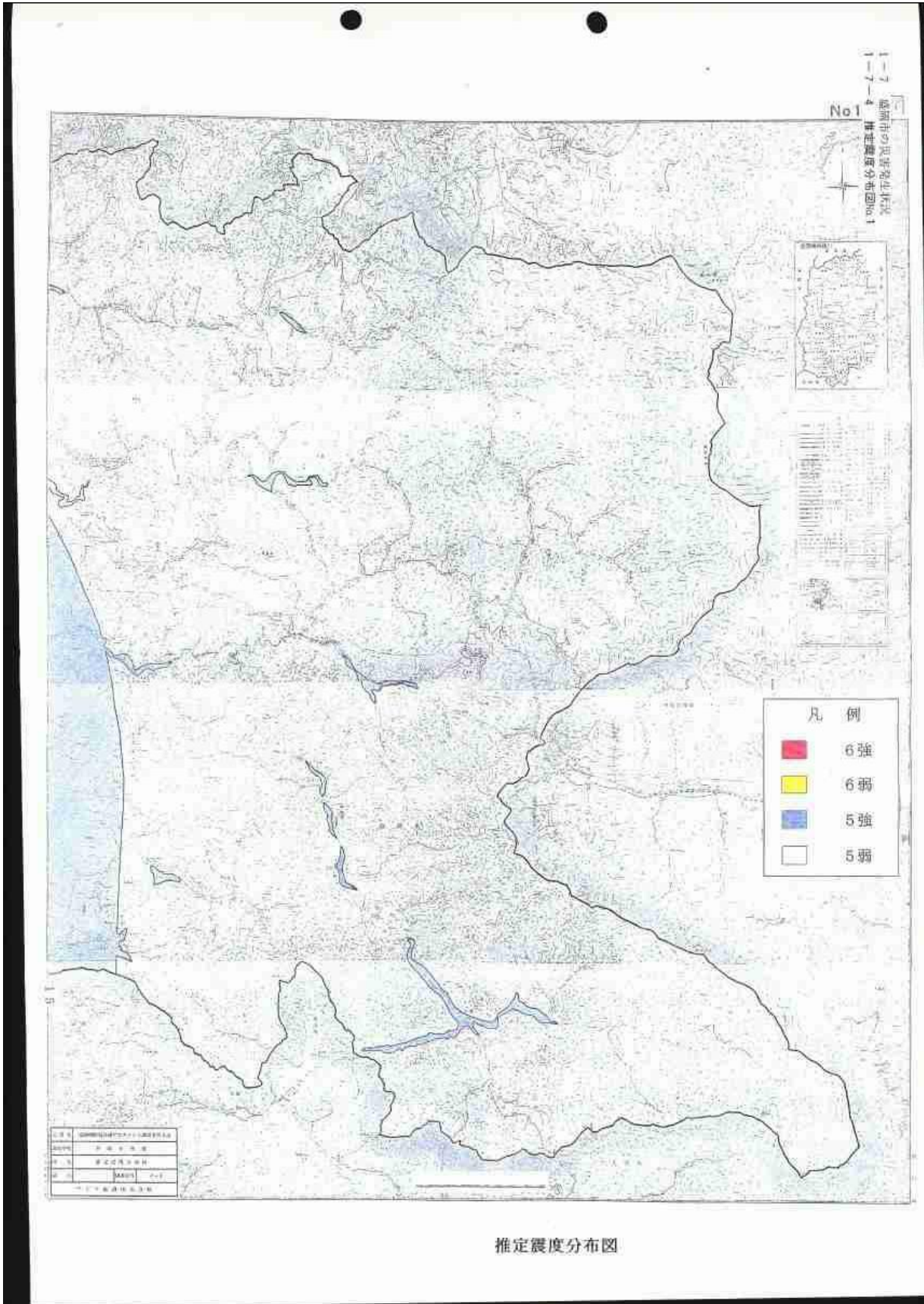
推定震度分布図



推定震度分布図

※この分布図は、旧盛岡市区域の分布図となっています。
 玉山区域を含めた分布図は、計画の見直しに併せて本図
 の修正を行う予定としています。

資料 盛岡市地域防災計画
 想定：花巻断層帯直下型地震



【参考資料4】

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)

平成7年10月27日法律第123号

改正 平成8年3月31日法律第21号
平成9年3月31日法律第26号
平成11年12月22日法律第160号
平成17年7月6日法律第82号
平成17年11月7日法律第120号
平成18年6月2日法律第50号
平成25年5月29日法律第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第二百一号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県耐震改修促進計画)
- 第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特

定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。) に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記

載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行われたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第10条 都道府県は、第7条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第7条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、

その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第5条第3項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築

物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第2条 第29条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成27年12月31日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第14条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第2条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第4条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第5条 建築基準法（昭和25年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第一号中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改める。

【参考資料5】

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

平成7年12月22日政令第429号

改正 平成8年3月31日政令第87号
平成9年8月29日政令第274号
平成11年1月13日政令第5号
平成11年10月1日政令第312号
平成11年11月10日政令第352号
平成16年6月23日政令第210号
平成18年1月25日政令第8号
平成25年10月9日政令第294号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第二百一号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第六十七号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第三百三十八号）第2条第1項第四号に規定する延べ面積をいう。）が10,000平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第5条第3項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和59年法律第八十六号）第2条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和39年法律第七十号）第2条第1項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和29年法律第五十一号）第2条第10項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第四百四十九号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和32年法律第七十七号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和33年法律第七十九号）第2条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和47年法律第八十八号）第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和61年法律第九十二号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正10年法律第七十六号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和26年法律第百八十三号）第3条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和34年法律第百三十六号）第2条第8項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和25年法律第二百十八号）第2条第5項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和31年法律第八十号）第2条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和25年法律第百三十二号）第2条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和33年法律第八十四号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和36年法律第二百二十三号）第2条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第3条 法第5条第3項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあっては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第137条の2第四号に該当する増築又は改築の工事

三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

一 12メートル以下の場合 6メートル

二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 第14条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計1,000平方メートル
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル
- 四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第7条 法第14条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第百八十六号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第三百三十三号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類 30トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

五 マッチ 300マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 20,000立方メートル

七 圧縮ガス 20万立方メートル

八 液化ガス 2,000トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第二号に掲げる建築物

2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計2,000平方メートル
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計1,500平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートルのもの

3 前項第一号から第三号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条

第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第8条第1項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数3及び床面積の合計5,000平方メートル

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

ハ 第8条第1項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計5,000平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500平方メートル

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル

ヘ 第8条第1項第十九号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからへまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからへまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

(郵政民営化法施行令の一部改正)

2 郵政民営化法施行令（平成17年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。第4条第1項第十七号中「第20条第2項」を「第35条第2項」に改める。

【参考資料6】

◎建築基準法(抄)

昭和25年5月24日法律第201号

最終改正 平成18年6月7日法律第53号

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。

盛岡市耐震改修促進計画

・

平成20年2月

平成26年6月改正

・

盛岡市都市整備部建築指導課

〒020-8532 盛岡市津志田14地割37-2

TEL 019 (651) 4111